

福岡県公報

平成十七年八月三日
第二千四百二十号
増刊 ①

目次

告示 (第十四百八十六号)

○福岡県造林事業補助金交付規程の一部を改正する告示

(緑化推進課)

告示

福岡県告示第十四百八十六号

福岡県造林事業補助金交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十七年八月三日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県造林事業補助金交付規程の一部を改正する告示

福岡県造林事業補助金交付規程 (昭和五十四年十一月福岡県告示第千六百七十六号)
の一部を次のように改正する。
別表一を次のように改める。

別表1 水土保全林整備事業

事業の区分			事業主体	事業の規模	補助金の額	事業の実施要件
育成単層林整備	整理伐		市町村、森林整備法人、林業（造林）公社及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）の規定に基づき選定された事業者（PFI事業者）	1 施行地につき、0.1ヘクタール以上	当該事業に要した経費について、知事が査定した額の50パーセント	市町村森林整備事業計画に基づき行う事業とする。ただし、PFI事業者については、対象を市町村有林で行うものに限る。
	单層林改良		植 雪起こし 倒木起こし 除伐 間伐 特定高齢級間伐 枝打ちa・b	1 施行地につき、0.1ヘクタール以上		また、長期育成循環整備については、分取方式によるものを除く。
	人工造林		下刈	1 施行地につき、0.1ヘクタール以上		なお、分取方式解除後の森林施業は、森林整備法人が、分取林契約の契約期間の中途で当該契約を解除した後に継続して実施するものを対象とする。
	保	育	植 雪起こし 倒木起こし 除伐 間伐 特定高齢級間伐			
	保	育	下刈 雪起こし 除伐 間伐 特定高齢級間伐			
	育成単層林作業路					
	受光伐		抜き伐り			
	樹下植栽等		枝払い			
	複層林改良					
	育成林整備					
公的森林整備推進事業	育成複層林	改良	植 雪起こし 倒木起こし 除伐 間伐 特定高齢級間伐			
	育成複層林作業路					
	機能増進保育		抜き伐り等 機能増進保育作業路	1 施行地につき、0.1ヘクタール以上 1 事業主体につき、4.0ヘクタール		
	特定間伐		間伐 枝打ち 林床保全整備 特定間伐作業路			
	誘導伐		抜き切り 枝払い			
	樹下植栽等					
	長期育成循環改良					
	保	育	下刈 雪起こし 倒木起こし 除伐 間伐 特定高齢級間伐			
	育成複層林作業路					
	付帯施設等整備		鳥獣害防止施設等 施設等整備 標識類等			
流域公益保全林整備事業	育成単層林	改良	地方公共団体、森林組合、生産森林組合、森林整備法人、民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された公益法人、森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等及び森林法施行令第11条第8号に規定する団体、森林施業計画の認定を受けた者及び市町村と森林整備に関する協定を締結した森林所有者	1 施行地につき、0.1ヘクタール以上	当該事業に要した経費について、知事が査定した額の40パーセント	市町村森林整備事業計画に基づき行う事業とする。
	人工造林		植 雪起こし 倒木起こし 除伐 間伐 特定高齢級間伐 枝打ちa・b	1 施行地につき、0.1ヘクタール以上		
	保	育	下刈 雪起こし 倒木起こし 除伐 間伐 特定高齢級間伐	1 施行地につき、0.1ヘクタール以上		
	育成複層林	改良	植 雪起こし 倒木起こし 除伐 間伐 特定高齢級間伐			
	育成複層林作業路					
	受光伐		抜き伐り			
	樹下植栽等		枝払い			
	複層林改良					
	育成林整備					
	育成複層林	改良	植 雪起こし 倒木起こし 除伐 間伐 特定高齢級間伐			
流域公益保全林整備事業	機能増進保育		抜き伐り等 機能増進保育作業路	1 施行地につき、0.1ヘクタール以上 1 事業主体につき、4.0ヘクタール以上（ただし、生産森林組合が事業主体の場合には3.0ヘクタール以上、森林施業計画の認定を受けた者、市町村と森林整備に関する協定を締結した森林所有者及び森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等が事業主体の場合には、0.5ヘクタール以上）		
	特定間伐		間伐 枝打ち 林床保全整備 特定間伐作業路			
	誘導伐		抜き切り 枝払い			
	樹下植栽等					
	長期育成循環改良					
	保	育	下刈 雪起こし 倒木起こし 除伐 間伐 特定高齢級間伐	1 施行地につき、0.1ヘクタール以上		
	育成複層林	改良	植 雪起こし 倒木起こし 除伐 間伐 特定高齢級間伐			
	育成複層林作業路					
	付帯施設等整備		林内作業場等 林床保全整備 高性能林業機械作業路 鳥獣害防止施設等 等整備	1 施行地につき、0.1ヘクタール以上 1 事業主体につき、4.0ヘクタール以上（ただし、生産森林組合が事業主体の場合には3.0ヘクタール以上、森林施業計画の認定を受けた者、市町村と森林整備に関する協定を締結した森林所有者及び森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等が事業主体の場合には、0.5ヘクタール以上）		
	付帯施設等整備		鳥獣害防止施設等 等整備			

別表三一を次のように改める。

別表3 資源循環林整備事業

事業の区分		事業主体		事業の規模	補助金の額	事業の実施要件
整理伐		地方公共団体、森林組合、生産森林組合、森林整備法人、民法第34条の規定により設立された公益法人、森林法施行令第11条第8号に規定する団体、森林施業計画の認定を受けた者及び市町村と森林整備に関する協定を締結した森林所有者		1 施行地につき、0.1ヘクタール以上	当該事業に要した経費について、知事が査定した額の40パーセント	市町村森林整備事業計画に基づき行う事業とする。
単層林改良				1 施行地につき、0.1ヘクタール以上 1事業主体につき、4.0ヘクタール以上（ただし、生産森林組合が事業主体の場合には3.0ヘクタール以上、森林施業計画の認定を受けた者及び市町村と森林整備に関する協定を締結した森林所有者が事業主体の場合には、0.5ヘクタール以上）		
人工造林				1 施行地につき、0.1ヘクタール以上		
育成单層林整備	保育	植	下刈 雪起こし 倒木起こし 除伐 間伐 特定高齢級間伐 枝打ちa・b			
		栽	下刈 雪起こし 倒木起こし 除伐 間伐 特定高齢級間伐			
		型				
		育	下刈 雪起こし 除伐 間伐 特定高齢級間伐			
			育成单層林作業路			
	受光伐		整理伐			
			拔き伐り			
			枝払い			
			樹下植栽等			
			複層林改良			
流域循環資源林整備事業	保育	植	下刈 雪起こし 倒木起こし 除伐 間伐 特定高齢級間伐			
		栽				
		型				
		育	下刈 雪起こし 除伐 間伐 特定高齢級間伐			
			育成複層林作業路			
	機能増進保育		抜き伐り等			
			機能増進保育作業路			
			間伐			
			枝打ち			
			林床保全整備			
	特定間伐		特定間伐作業路			
長期育成循環整備	誘導伐		抜き切り			
			枝払い			
			樹下植栽等			
			長期育成循環改良			
	保育	植	下刈 雪起こし 倒木起こし 除伐 間伐			
		栽				
		型				
		育	下刈 雪起こし 除伐 間伐			
			長期育成循環作業路			
付帯施設等整備	林内作業場等					
	林床保全整備					
	高性能林業機械作業路					
	鳥獣害防止施設等整備		鳥獣害防止施設等整備			

**附
則**

この告示は、公布の日から施行し、改正後の福岡県造林事業補助金交付規程の規定は、平成十七年度の補助金から適用する。

発行
福岡県市
(博多区東公園七番
総務部行政経営企画課)

販印
壳刷
株福岡市
式市東区箱
会社崎ふ
川頭六島
丁目六番
弘文四
二社号

定価
一箇月一三五〇円(税込・郵便料別)